【別紙】

那覇市本庁舎有料広告審査要領

（趣旨）

第1条　この要領は、管財課所管の広告媒体への有料広告（以下「有料広告」という。）の広告審査に関して必要な事項を定めるものとする。

（広告審査に関する基本的な考え方）

第2条　有料広告は、那覇市有料広告掲載に関する要綱及び那覇市有料広告掲載取扱基準（以下「有料広告掲載基準」という。）に準じることとし、広告内容及び表現は、市の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに市民に不利益を与えない社会的に信用性と信頼性を持てるものとする。

2　有料広告については、有料広告掲載基準第3条の各号に該当するものは、掲載しないものとする。

（広告内容の申請）

第3条　有料広告に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、市長の指定する申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項の規定による申請を行おうとする広告主は、必要な手続き等について広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者及びこれらに類するもの（以下「広告事業者」という。）に代行させることができる。

（広告掲載審査委員会の設置等）

第4条　有料広告への掲載の可否を適正に審査するため、那覇市本庁舎有料広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2　審査会は、委員長を総務部副部長、副委員長を管財課長とし、委員に管財課庁舎管理班員をもって構成する。

3　審査会の審査は、各委員の回議による持ち回り審査により行う。ただし、特に重要な事項については、審査会の会議を開くことができる。

4　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

（広告掲載の決定等）

第5条　市長は、審査会の決定を受けて、掲載の可否を決定し、その旨を速やかに広告主等に通知するものとする。

2　市長は、広告掲載の可否の決定を行うに際して、広告内容や仕様の変更を指示し、又は広告掲載の方法、日程など、必要な条件を付すことができる。

3　広告主及び広告事業者は、掲載の可否の決定を受けた権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告事業者等の責務）

第6条　広告事業者及び広告主は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告内容に関する一切の責任及び負担を負うこと。

(3) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものでないこと。

(4) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。

(5) 広告の内容等が決定等に基づく指示、条件に適合したものであること。

（その他）

第7条　この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、管財課長が定める。

付　則

1　この要領は、令和3年5月24日から施行する。

2　那覇市広告付き本庁舎総合案内板事業広告審査要領（平成 29 年 12 月 28 日総務部長決裁）は、廃止する。

付　則

3　この要領は、令和 3 年 6 月 17 日から施行する。

付　則

4　この要領は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。